

説明資料

令和3年9月6日



内閣府 民間資金等活用事業推進室

指標連動方式ガイドラインの検討状況

成長戦略フォローアップ(令和3年版)における推進施策

利用料金の生じないインフラにおける指標連動方式について、先進的な国内の事例や海外の制度を調査・整理し、これらの結果に基づき、活用方法を記載した実用的なガイドラインを2021年度中を目途に策定する。また、当該方式の活用を検討する国の機関及び地方自治体を募り、2022年度までに10件以上の可能性調査を実施し、案件形成を進める。

ガイドライン策定スケジュール(令和3年度～)



ガイドライン策定のポイント

- 施設特性に合わせたペイメント・メカニズムの検討
- 官民における適切なリスク分担

指標連動方式ガイドラインの検討状況(参考)

指標連動方式の定義

民間資金等活用事業推進委員会(PFI推進委員会計画部会、令和3年2月)において、以下の通り、指標連動方式についての定義を提示した。

◆定義

- 公共施設等の管理者等(PFI法第2条3項)が主に利用料金の生じないインフラに関して実施させるPFI契約等(包括的民間委託契約を含む)のうち、
- インフラの機能や持続性に対応した指標を設定し、
- 民間事業者に委託等した際に支払う額等の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる事業

◆定義の考え方

本定義は成果連動型民間委託契約方式(PFS: Pay For Success)の定義をベースに、主に利用料金の生じない公共施設等について実施される事業について、その機能等が利用可能な状態(アベイラブルな状況)に対応した指標を設定し、それに応じた支払いをすることをベースに、維持管理に必要な一定の経費は定額払いとすることもできるよう、支払う金額の一部のみを指標に連動することができるよう定義した。

※ 本定義を踏まえ、国土交通省において支援事業を実施中。

PPP/PFI推進アクションプラン(令和3年改定版)における推進施策

キャッシュフローを生み出しにくいインフラ分野においても、公共サービスの質の維持等に十分な配慮を行いつつ、包括的民間委託や指標連動方式を含むPPP/PFIの導入を推進するため、海外事例等も参考にしつつ、モデル事業の実施などの財政的支援及びガイドラインや事例集等の策定などの導入支援を行う